

別紙 3

【別表第 2（18 条関係）】

別表第 2（第 18 条関係） 営業及び工業汚水の種別区分表		
排除される汚水の種類		業種
営業汚水	第 1 種	クリーニング業、園芸業、清涼飲料水製造業、水菓子製造業、豆腐類製造業、漬物製造業、麺類製造業、もやし製造業、魚介類販売業、搾乳販売業、自動車運送業、給油業（ガソリンスタンドを有するものに限る。）、飲食店業（仕出屋、バー、キャバレーその他これに類するものを含む。）、喫茶店業、旅館業その他これらに類するもの
	第 2 種	鳥獣飼育業、果樹栽培業、鋳物製造業、写真業、生花販売業、青果物販売業、食肉販売業、理美容業、病院、診療所、助産所その他これらに類するもの
	第 3 種	印刷業、塗装看板業、興行場業（映画館、ダンスホールその他これに類するものを含む。）、荒物雑貨販売業、薬品販売業その他これらに類するもの
工業汚水	第 1 種	醸造業、製氷業、製材業、冶金業及び繊維、コークスその他これに類するものの製造業
	第 2 種	鉄工、れんが、コンクリートその他これに類するものの製造業